

特別研修員 授業公開開催通知等発出の手順について

標題に係わる文書等を発出する場合は、原則以下の手順をとることとする。

【発出手順】

○市町村立学校（小、中、義務、中等、高、特支等）で授業を実施 <開催通知_様式1>

1. 公開範囲が校内の場合 様式作成なし

①公開授業実施校（以下、実施校）から市町村教育委員会に校内での公開である旨を連絡する。

2. 公開範囲が校区内の場合

①実施校から市町村教育委員会に開催通知を送付し、概要校区内学校への周知を依頼する。

②市町村教育委員会から該当校区内の小・中学校へ通知を発出する。

3. 公開範囲が市町村内の場合

①実施校から市町村教育委員会に開催通知を送付し、同市町村内学校への周知を依頼する。

②市町村教育委員会から該当市町村内の小・中学校へ通知を発出する。

4. 公開範囲が事務所管内の場合

①実施校から市町村教育委員会に作成した開催通知を送付し、教育事務所への通知と管内市町村教育委員会及び学校への周知を依頼する。

②教育事務所から、管下の市町村教育委員会及び学校へ公開授業開催について周知する。

5. 公開範囲が県内の場合

①実施校から市町村教育委員会に作成した開催通知を送付し、教育事務所への通知と県内学校への周知を依頼する。

②市町村教育委員会から教育事務所に授業公開の旨を伝え、県内の他教育事務所に向けて開催通知の発出と周知の依頼をする。

③県内各教育事務所から、管下の市町村教育委員会及び学校へ公開授業開催について周知する。

○県立学校（中等、高、特支等） 高<開催通知_様式2> 特支<開催通知_様式3>

1. 公開範囲が校内の場合 様式作成なし

①対外的な対応は基本的ない。

2. 公開範囲が県内の場合

①実施校で作成した授業公開開催通知を、各県立学校へ発出する。

○幼稚園 <開催通知_様式4>

※基本的に、市町村立学校と同様の手順をとることとする。

【その他】

・様式の記載内容や、申込み方法等については、各校の実情に応じて適宜変更してよいこととする。

・授業実践①は授業公開及び検討会は必須としないが、実践授業②は授業公開及び検討会を必須とする。

・公開授業及び授業検討会実施に係わる準備・運営等は、実施校に一任する。